

環境用稚貝の放流

仕様書

令和 7 年 9 月

日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

放射線管理部 環境監視線量計測課

目次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 納期	1
4. 作業内容	1
5. 支給物品及び貸与品	1
6. 提出書類	1
7. 検収条件	1
8. 特記事項	2
9. グリーン購入法の推進	2
10. 協議	2

1. 件名

環境用稚貝の放流

2. 目的及び概要

本仕様書は、稚貝の購入及び放流の実施について定めたものである。

日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）大洗原子力工学研究所では、環境調査を目的として定期的に海洋試料を採取し、放射性物質の種類や濃度の分析・測定を行っている。海洋試料は、一定の種類・数量を継続的に採取し、分析・測定することが必要である。大洗原子力工学研究所近海で育ったものを採取することから、資源保護のため、稚貝の放流を実施する。

3. 納期

令和 8 年 3 月 31 日

4. 作業内容

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 環境調査用の稚貝放流 | 一式 |
| ①放流物 | : 稚貝（はまぐり） |
| ②放流量 | : 2000kg |
| ③放流場所 | : 大洗近海 |
| (2) 提出図書の作成 | 一式 |

5. 支給物品及び貸与品

なし

6. 提出書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 放流実施報告書（作業終了後） | 1 部 |
|--------------------|-----|

（提出場所）

原子力機構 大洗原子力工学研究所 放射線管理部 環境監視線量計測課

7. 検収条件

「6. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

検収箇所 一般検査 財務部（大洗駐在）

8. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 作業工程及び作業の詳細については、別途担当者間で協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
- (5) 本調達に係る安全文化を醸成するために受注者が行う活動に関する必要な要求事項を満たすこと。

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

10. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

－以上－